

九州産業大学同窓会楠風会
福岡県地方本部電気情報工学科支部会則の一部改正について

(第4号議案)

1. 会則第1条(趣旨)及び第5条(会員)にある「電気情報工学科支部」を「電気工学科支部」に変更する。

○ 2. 施行日

平成29年11月4日

(第5号議案)

1. 現行規定

(その他)

第11条 本支部運営上、さらに必要な経費については、別途定める。

○ 2. 改正案

(その他)

第11条 本支部運営上必要な出張等において、役員会で認められた場合は、
その出張者には旅費、宿泊等に係る必要経費を支払うことができる。

○ 3. 施行日

平成29年11月4日

4 支部会則（案）

九州産業大学同窓会楠風会 福岡県地方本部 電気情報工学科支部会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、九州産業大学同窓会楠風会会則（以下「本部会則」という。）第42条の規定に基づき組織する九州産業大学同窓会楠風会福岡県地方本部電気情報工学科支部の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務所の所在地）

第2条 この支部の事務所は、第6条第1項に規定する支部長又は事務局長の自宅等に置く。

（目的）

第3条 この支部は、本部会則第3条に規定する九州産業大学同窓会楠風会（以下「楠風会」という。）の目的達成のため、支部の立場から尽力することを目的とする。

（事業）

第4条 この支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) この支部の発展及び会員間の交流・親睦を促進するために必要な事業
- (2) 楠風会とこの支部の会員との関係を密接にするために必要な事業
- (3) 会員名簿の作成及び管理
- (4) その他この支部の目的達成のために必要な事業

（会員）

第5条 この支部の会員は、楠風会の会員であり、原則として電気情報工学科（旧電気工学科）卒業したものとする。

- 2 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、本部会則第10条の規定に基づき楠風会会員の資格を喪失したときは、当然にこの支部の会員資格を喪失するものとする。

(役員)

第6条 この支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 会計監査 2名

2 役員は、会員の中から支部総会において選任する。

3 支部長は、この支部を代表し、会員及び役員の状況及び異動を楠風会に報告するものとする。

4 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 事務局長は、この支部の事務全般を処理するものとする。

6 会計は、この支部の会計を処理するとともに、収支予算書(案)及び収支決算書(案)を作成するものとする。

7 理事は、支部長・副支部長を補佐するものとする。

8 会計監査は、この支部の会計を監査し、支部長に報告するとともに総会において報告するものとする。

9 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

10 役員に欠員を生じたときは、これを補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第7条 この支部に、前条第1項第1号から第4号の役員をもって構成する役員会を置く。

2 役員会は、支部長が支部の運営上必要と認めたときに招集し、議長となる。

3 支部長は、他の役員の同意を得て、役員以外の会員等を役員会に陪席させ、その意見を聴取することができる。

(総会)

第8条 この支部に、議決機関として総会を置く。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

3 定期総会は、原則として毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上から書面をもって会議の目的事項を示した請求があったときに開催する。

5 総会は、開催日の30日以前に支部長が招集し、その議長は出席会員の互選による

ものとする。ただし、議長候補者として自薦・他薦ともにない場合は、事務局が候補者を推薦するものとする。

- 6 議長は、当該総会に係る書記2名を指名する。
- 7 総会は、会員の3分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意思表示(議長への委任を含む。)した者は、出席者とみなす。
- 8 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。
- 9 総会の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 役員の選任
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他役員会が必要と認めた事項
- 10 総会の議事録は、議長及び書記が作成し、支部長及び事務局長が保管管理する。

(会計)

- 第9条 この支部の事業遂行に要する費用は、会費、楠風会援助金、事業に伴う収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 この支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則)

- 第10条 この会則の制定・改廃は、総会で決定する。

○ 附 則

この会則は、平成28年 2月 27日から施行する。